

議員提出議案第10号

高木勉渋川市長に対する問責決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月26日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

提出者	渋川市議会議員	田中 猛 夫
賛成者	渋川市議会議員	山内 崇 仁
同	同	須田 勝
同	同	田邊 寛 治

別紙

議員提出議案第10号

高木勉渋川市長に対する問責決議

渋川市議会は、令和6年3月25日に令和6年度渋川市一般会計予算を賛成少数で否決した。同日中に、安カ川信之議長は議会内で調整を行い、高木勉市長へ臨時会の開催及び予算案の再提出を提案した。しかし、市長は議長の提案を拒絶した挙げ句、その翌日に令和6年度渋川市一般会計予算を専決処分で成立させた。市長は、当該専決処分について令和6年5月に開催された第2回渋川市議会臨時会において報告し承認を求めたが、市議会はこれを承認しなかった。

今回、市長が当該専決処分に当たり根拠とした地方自治法第179条第1項「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」の判断については、法律等が予定する客観的な基準が存在する羈束裁量とされている。したがって、市長の判断には客観性が伴わなければならないが、過去に同様の条件下において臨時会を招集した事例が複数回あり、今回、客観的に時間的余裕がなかったとは認められない。

よって、市長が行った当該専決処分は議会の議決権を奪い、議会制民主主義をないがしろにする行為にほかならず、いたずらに市政を混乱させた市長の政治的、道義的責任は誠に重大である。

このことについて、渋川市議会は高木勉市長に対し、自覚と反省を強く求める。

令和6年6月 日

群馬県渋川市議会